

新潟県中東福祉事務組合  
障害者活躍推進計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

新潟県中東福祉事務組合

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

- 令和元年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を策定することとされました。

本計画は、改正後の障害者雇用促進法第7条の2第1項及び第7条の3第1項の規定に基づいて国が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して策定したものであり、引き続き、本計画に基づき、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい環境づくりに向けて、取組を進めてまいります。

## 2 計画概要

機関名	新潟県中東福祉事務組合
任命権者	管理者 五泉市長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 当組合における障害者雇用に関する課題

- 法定雇用率を達成するために必要な障害者雇用者数2名は達成しているものの、令和8年7月法定雇用率が3.0%に引上げが予定されており、年度ごとに法定雇用率を達成するため必要により障がい者の積極的な採用を行う必要があります。

## 4 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、全ての職員に対して周知するとともに、当組合のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

## Ⅱ 目標

### 1 採用に関する目標

- 当該年6月1日時点の法定雇用率以上の実雇用率を達成します。  
(参考) 当組合の令和7年6月1日時点の実雇用率：4.08%  
【評価】各年度6月1日時点の任免状況通報により把握・進捗管理します。

### 2 定着に関する目標

- 不本意な離職者を極力生じさせないよう努めます。  
【評価】毎年度末、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。

## Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

### 1 推進体制の整備

- 障害者雇用推進者として事務局長を選任します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を庶務係に設定します。
- 障害者雇用推進者は、各取組についての実施状況を把握・検証します。課題が生じた際など、必要に応じて検討を行います。

### 2 職務の選定・マッチング等

- 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務整理表等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。
- 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。

### 3 職場環境の整備

- 新規に採用した障がい者については定期的な面談で配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

## 4 職員の採用・育成等

- 特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行います。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
  - ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

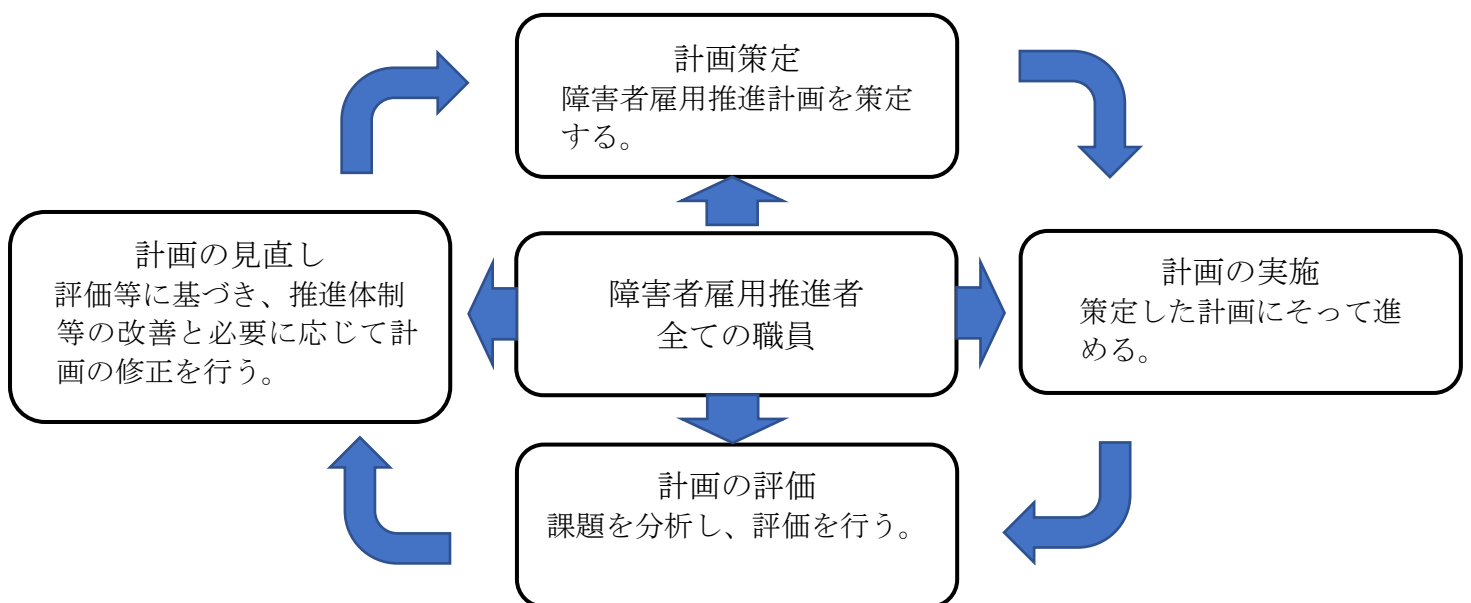
## 5 優先調達等

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。

# Ⅲ 計画の推進

## 1 計画の進捗管理

- この計画の着実な推進を図るために、障害者雇用推進者は、計画の進捗管理を行います。進捗管理は、各取組内容について点検・評価を行い、その結果を計画の推進に反映させます。また必要に応じて計画の見直しも行います。



## 新潟県中東福祉事務組合障害者活躍推進計画

発行 令和8年4月  
企画・編集 新潟県中東福祉事務組合  
〒959-1846 五泉市尻上118番地  
TEL (0250) 42-0833 (代表)  
FAX (0250) 42-3845  
E-Mail [info@funaoka-gosen.com](mailto:info@funaoka-gosen.com)